

# 江別市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領

## 1 目的

この要領は、ふるさと納税制度により江別市（以下「市」という。）に寄附をした市外在住の寄附者に対し、お礼の品やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈し、市の魅力発信、地元特産品のPR及び販路拡大並びに観光誘客を図るため、返礼品の募集その他の手続に関して必要な事項を定めるものです。

## 2 事業概要

- (1) 市の返礼品は、寄附者が寄附額に応じて、ふるさと納税ポータルサイト等から希望する商品を自由に選択することができます。返礼品は、ふるさと納税ポータルサイトを通じて広く紹介します。
- (2) 効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理及び苦情対応に万全を期すため、市は、返礼品取扱業務を指定する委託事業者に委託します。返礼品提供事業者は、自社商品等が返礼品として承認された後、委託事業者と返礼品の供給等に関して調整していただきます。なお、委託事業者と返礼品の供給に係る契約を、別途、取り交わす必要があります。

## 3 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、次に掲げる要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、市が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 次に掲げるいずれかの要件を満たす法人その他の団体又は個人事業者（以下「事業者」という。）であること。
  - ア 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、市内で生産、製造、加工又はサービスの提供（販売・体験を含む。）を行っていること。
  - イ 市内で生産された農作物等を原材料に製造・加工を行っていること。
  - ウ 提供する返礼品が4の要件を満たしており、かつ、市長が特に認める者。
- (2) 市税のほか、国税、道税等に未納のないこと。また、市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年号外法律第70号）等の各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- (4) (3)について必要に応じて市の調査・確認に応じること及び食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすること。
- (5) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び江別市暴力団排除条例（平成25年条例第38号）に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 江別市個人情報保護条例（平成14年条例第8号）及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができるここと。

(7) 返礼品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、返礼品提供事業者の責任において処理を行うことができる。

#### 4 返礼品の要件

返礼品は、次に掲げる要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、市が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

(1) 次の表のいずれかの要件に該当するものであること。

地場産品類型	概要
1号	市内において生産されたもの
2号	市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの
3号	市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限るものとする。 ア 食肉の熟成又は玄米の精白 北海道内において生産されたものを原材料とすること。 イ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程 当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
4号	市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であるもの
5号	市の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から市独自の返礼品等であることが明白なもの
6号	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを組み合わせたものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であるもの
7号	市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が市に相当程度関連性のあるものであること
7号の2 (宿泊)	市内に所在する宿泊施設であって、市の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、市の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること
7号の3 (5万以下の宿泊)	市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が1夜につき1人当たり5万円を超えないもの

7号の3 (該当地域宿泊)	市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の特定非常災害発生日から起算して1年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）
7号の4	市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること
8号	市が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
8号の2	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
8号の3	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
9号	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供することであること
その他	民間事業者が提供するふるさと納税用のプラットフォームサービスを経由して返礼品等を提供するもの（例：○○pay商品券、△△Pay）等

- (2) 品質及び数量の面において、安定供給が見込める。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものである。
- (3) 市からの発注後、速やかに発送できるものである。ただし、あらかじめ提供する期間を示す場合は、この限りではない。
- (4) 適切な状態（配送業者が定める配送基準を満たしていること等）で発送が可能なものである。また、発送日から一定期間の賞味期限が保証されており、賞味期限が短い場合は寄附者と受取日を調整して発送できるなど、適切な状態で寄附者が返礼品を受け取ることができると市が判断したものである。
- (5) 宿泊、食事等のサービスを提供する場合は、寄附者名を記載した原則有効期限が発行日から12か月以上の利用券を発行すること。ただし、日時指定のものは、この限りではない。
- (6) 返礼品の登録は、1事業所当たり50品を上限とします。ただし、登録状況等により上限数を調整する場合があります。
- (7) (2)から(5)までの要件を満たさない場合であっても、(1)の要件を満たし、か

つ、市長が特に認めた場合は、返礼品として承認することがあります。

## 5 寄附金額の設定

寄附金額は、返礼品の価格（梱包代等を含み、送料を除く市が事業者に支払う税込の金額）が寄附金額のおよそ2割となるよう、次の表を目安に市が設定します。ただし、送料等を加味して設定する場合もあります。また、表に記載している以外の返礼品の価格での応募も可能です。

返礼品の価格（税込・梱包代込）	寄附金額の目安【例】
750円	5,000円
900円	6,000円
1,050円	7,000円
1,200円	8,000円
1,350円	9,000円
2,000円	10,000円
3,000円	15,000円
4,000円	20,000円

## 6 返礼品提供事業者として登録することのメリット

- (1) ふるさと納税制度を通じた新たな販路拡大ができます。
- (2) ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載され、商品等及び事業者のPRができます。
- (3) 返礼品発送の際に、返礼品提供事業者のパンフレット、チラシ等を同梱して発送することで、自社商品等の販売促進及びPRを図ることができます。

## 7 応募方法

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、総務部財務室契約管財課へ持参、郵送又はメールにて提出してください。なお、応募にかかる費用は、事業者負担となります。

- (1) 江別市ふるさと納税返礼品等提供事業者応募用紙（第1号様式）
- (2) 返礼品提案書（第2号様式）
- (3) 事業者概要（任意様式・パンフレット等でも可）

## 8 返礼品提供事業者及び返礼品の決定等

応募内容等を総合的に判断し、返礼品提供事業者登録の可否の決定を江別市ふるさと納税返礼品提供事業者登録承認（不承認）通知書（第3号様式）により通知します。また、返礼品の登録については、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載をもって承認することとし、不承認の場合は、理由を付した文書により通知するものとします。なお、市の決定に際し、応募内容について応募事業者と協議する場合があるものとします。

## 9 返礼品の内容変更等

- (1) 登録した返礼品の内容について、変更や取下げを希望する場合は、速やかに市と委託事業者に報告し、協議してください。
- (2) 返礼品の追加を希望する場合は、市に返礼品提案書を提出してください。

## 10 返礼品提供事業者及び返礼品の登録取消

次のいずれかに該当した場合は、市は、返礼品提供事業者又は返礼品の登録を取り消し、理由を付した文書により通知するものとします。

- (1) 返礼品提供事業者又は返礼品がこの要領に定める要件を満たさなくなったとき。
- (2) 返礼品等の品質等に対する苦情等について、返礼品提供事業者に責任があるにもかかわらず、改善される見込みがないとき。
- (3) 市、委託事業者、寄附者などに重大な損害を及ぼす行為があったとき、又はそのおそれがあるとき。
- (4) その他ふるさと納税制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

## 11 留意事項

- (1) 返礼品提供事業者は、返礼品決定後に市が契約する委託事業者から業務のために必要とする書類や画像等の提供依頼があった場合には、別途委託事業者へ提出してください。
- (2) 登録された商品は、寄附者より返礼品として選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 返礼品の内容等に関する問合せ、苦情等があった場合は、真摯に対応し、解決に努めてください。
- (4) 返礼品提供事業者は、返礼品の発送の遅延、提供中止、品質又は発送過程での事故等の問題が発生した場合には、速やかに市及び委託事業者へ報告してください。
- (5) 返礼品提供事業者の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合において、市又は第三者に損害が生じたときは、当該返礼品提供事業者は、その損害を賠償しなければなりません。
- (6) 本要領に定めのない事項については、市の指示に従ってください。ただし、疑惑が生じた場合は、協議によるものとします。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年9月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要領の施行の際現に返礼品を市に提供している事業者は、この要領の施行の日から令和4年3月31日までの間、この要領による返礼品提供事業者とみなす。

附 則  
(施行期日)

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

附 則  
(施行期日)

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

附 則  
(施行期日)

この要領は、令和7年11月1日から施行する。